

令和3年第1回
島尻消防組合2月定例議会

議事録

令和3年2月26日(金)

令和3年第1回 島尻消防組合 2月定例議会				1日目
招集月日	令和3年2月26日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後12時18分	議長	本村 繁
出席(応招)第1回 定例議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	2番	宮平 憲二		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 新里 嘉	2番 宮平 憲二	
職務の為議場に出席した者		書記 仲村 常司		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	瑞慶覧 長敏	予防課長	新里 昇昭
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	新垣 聡
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	新城 安照
	次 長	比嘉 典夫	第三警備課長	平安名 勲
	総務課長	當銘 直之		
	会計管理者 兼会計課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		

令和3年 第1回島尻消防組合 2月定例会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	二月二十六日 (金)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 管理者運営方針について 第4. 令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について 第5. 令和3年度島尻消防組合一般会計予算について 第6. 島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について 第7. 島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について 第8. 一般質問

会 期 令和3年2月26日(金) 1日間

令和3年 第1回島尻消防組合 2月定例会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		管理者運営方針について	
第4	議案第1号	令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について	
第5	議案第2号	令和3年度島尻消防組合一般会計予算について	
第6	議案第3号	島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について	
第7	議案第4号	島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について	
第8		一般質問	

令和3年第1回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和3年第1回島尻消防組合2月定例会を開会したいと思います。

諸般の報告を行います。管理者より島尻消防組合の令和2年度一般会計補正予算（第3号）について、その他3件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は1番新里嘉議員、2番宮平憲二議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は2月26日の1日間と決定致しました。

日程第三、管理者運営方針であります。管理者の報告を求めます。

管理者（瑞慶覧 長敏）

令和3年 管理者運営方針

島尻消防組合

本日、令和3年第1回、島尻消防組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公務多忙の中、ご出席を賜りありがとうございます。

今定例会は、令和3年最初の議会でありますので、消防運営方針、及び議案内容を説明致します。

・消防体制について

令和3年2月現在、島尻消防組合の管轄人口76,853人、世帯数は31,200世帯となっており、今後も更なる人口の増加が予想されます。また、国内外から観光客が多く訪れる観光立地ということもあり、「住んでよし、訪れてよし」の街づくりを目指し、近年、複雑多様化、多発する甚大な災害に対応するための消防体制の構築や自主防災の取組推進を図りながら、各種関係機関との連携を強化し、今後とも安心・安全を誇れる市町の推進に取り組むべく、当組合の管理者として八重瀬町長の新垣安弘副管理者共々、消防行政に尽力する所存であります。

さて、皆様ご存じのとおり、令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症による犠牲者は後を絶ちません。沖縄県内では、令和3年2月時点で8千人余りの方々が感染しております。当組合では、令和2年度に職員の感染症予防対策として、緊急搬送用「アイソレーター」、ガス式除染機「オゾン発生装置」及び「空間除菌脱臭装置オゾンエアー」を導入し、傷病者の搬送に伴うリスクの軽減や職員の感染予防対策を推進していく所存であります。

次に令和3年度の主要施策の概要について申し述べたいと思います。

新庁舎建設においては、具志頭出張所の名称を「八重瀬出張所」に改めます。先月、工事請負業者指名審査委員会を終え、4月には新庁舎建築・土木設計入札を実施し、令和4年度の工事着工、

新庁舎供用開始に向けて、それぞれの作業を滞りなく取り組み、市民のニーズに応えられる機能とスペースを有した防災拠点施設を構築したいと存じます。

消防車両につきましては、総務省補助事業、緊急消防援助隊登録の水槽付きポンプ自動車の更新に伴う代替購入を予定しております。全国的に甚大な風水災害が多発している中、緊急消防援助隊として派遣要請が掛かった際は、当組合も速やかに任務を遂行できる様、車両及び人員の体制を整えてまいります。

また、緊急消防援助隊、九州ブロック合同訓練が県内での開催となり、九州各県から約200隊、約800名の緊急消防援助隊が集結し訓練を実施いたします。南城市も実働訓練のサテライト会場に決定し、警防課を中心に沖縄県、南城市の協力を得ながら訓練に向け着々と準備を進めております。又、令和2年度に当組合と構成市町の協力関係の構築を目的に三者協定を締結しておりますが、令和3年度には、構成市町より派遣職員を受け入れ、より効率的な組織運営に努めて参りたいと存じます。

総務省消防庁は、消防力の維持、強化には、広域化が最も有効な手段として広域化及び消防の連携・協力を推進しております。令和6年4月1日までが推進期限とした中、沖縄県も消防広域化に向けて協議を重ねている状況であります。当組合はこれを踏まえ、消防事務連携・協力研究会を立ち上げ、東部消防組合と定期的な研究会を開催する事となりました。広域化の前に消防事務連携・協力とは何かを全職員で理解し共有することから始め、各消防での現状を把握した後に、どのような連携が消防力強化に繋がり、住民へのサービス向上が期待されるのかを追求し未来に繋げていきたいと考えております。

それでは、今定例会の議事案件について、報告いたします。

本定例会は付議事件4件ございます。

議案第1号「令和2年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算（第3号）」であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ62万8千円を増額しまして、総額11億61万5千円となっております。主な要因として、歳入では消火栓新設負担金の増額、令和元年度消防通信指令施設運営事業特別会計決算余剰金の増額に伴うものであります。

歳出では財政調整積立金の増額、人件費やコロナウイルス感染症拡大防止に伴う各派遣等の中止に係る県内、外の研修旅費及び負担金の減額となっております。

議案第2号「令和3年度島尻消防組合一般会計予算」は歳入歳出それぞれ11億61万8千円計上しております。

前年比より1,597万7千円の増額となります。

主な要因は、消防施設費の総務省補助事業を活用した水槽付きポンプ自動車の購入事業や八重瀬出張所建築・土木設計委託業務費、出張所移転に伴う排水管付設工事負担金。消防費の派遣職員受入れによる人件費の増額や救助用資機材及び救急訓練用資機材等、備品購入費の増額。新規としてはストレスチェック支援サービスなどの委託料等となっております。

議案第3号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」につきましては、総務省消防庁

通知により島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する必要があるためとなります。

議案第4号「島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、協議会等への職員派遣に伴い島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する必要がある為となります。

以上、当組合の運営方針および今定例会の内容について述べましたが、今定例会の開催にあたり、日程に沿ってその都度担当者より説明申し上げますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしく御願い申し上げます。

令和3年2月26日

島尻消防組合

管理者 瑞慶覧長敏

議長（本村 繁）

これで管理者運営方針を終わります。

日程第四、議案第1号「令和2年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算（第3号）について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

おはようございます。それでは、議案第1号「令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開き願います。令和2年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億61万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明致します。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。6ページをお願い致します。1款1項2目市町特別負担金、補正額14万3,000円の増、八重瀬町内の消火栓設置に伴う追加工事費が発生したためでございます。

7ページをお願い致します。8款1項1目諸収入、補正額48万5,000円の増、令和元年度消防通信指令施設運営事業の決算剰余金でございます。

次に歳出にいきたいと思います。8ページをお願い致します。2款1項3目財政管理費、補正額988万3,000円の増、補正による剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

9ページ、10ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額865万円の減、主な要因といたしまして年度途中勸奨退職者1名の人件費減、新型コロナウイルス感染症の影響による熊本県での緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練中止による8節旅費、11節役員費減、17節備品購入費、佐敷出張所多目的緊急車更新車両の入札減、及び18節負担金、

沖縄県消防通信指令センターNet119（ネット119）緊急通報システム事業、入札執行減によるものでございます。

11ページをお願い致します。2目非常備消防費、補正額24万7,000円の減、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う消防団員の沖縄県消防学校研修中止による8節旅費、18節負担金の減でございます。

3目消防施設費、補正額35万8,000円の減、10節需用費、本署車庫照明器具修繕費、18節八重瀬町内消火栓追加工事費負担金の増と、12節委託料、具志頭出張所移転建て替えに伴う用地の測量及び所有権移転登記の委託費減を差し引いた額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。質疑ありませんか。

2番（宮平 憲二）

おはようございます。早速質問したいと思います。財政調整基金を3回積み立てております。普通だと、その都度ではなく、最後に不用額を算定して、それを一括でやるべきだと思いますけれども、その前にいろいろ予算の中で流用とか、使途変更とかあるので、それをその都度、基金に入れるというのは何か柔軟性がなくなってしまうんですけど、年度末で一回でやるべきではないかなと考えております。その件についてお願いします。

総務課長（當銘 直之）

いまの宮平議員の質問にお答えします。財政調整基金、今回を含め3回やっておりますが、第1回目におきましても財政調整基金余れば積立金としまして財政調整基金に入れますし、2号補正でももし足りないようであれば、財政基金の方から一般会計へ繰り入れるという形での作業でやっておりますので、年度末にやっしまいますと、補正の数字がちょっと合わなくなってしまうので、その調整としまして余れば積立金として財政調整基金に、足りない部分を財政調整基金に補うという出し入れをしている状態ですので、年度でやっしまいますと、年度中の補正の数字が合わなくなりますので、財政調整基金の方で調整しているという形で3回今回は行っております。以上です。

2番（宮平 憲二）

財政調整基金から年度内で出し入れが複数回発生するという事なんですけれども、この方がかえって複雑になって、流用とか、使途変更とかもありますよね、それをやるには不用額として持っておいて、それからやった方が事務的には楽かなと思うんですけども、再度お願いします。

総務課長（當銘 直之）

予備費ということで300万円を年間予算では持っておりまして、緊急性を要するようであれば、予備費から充当しております。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ある方。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第1号「令和2年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算（第3号）について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第2号「令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」を議題と致します。

提案者から報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第2号「令和3年度島尻消防組合一般会計予算について」ご説明申し上げます。

それでは、1ページをお願い致します。令和3年度島尻消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億61万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

4ページをお願い致します。第2表債務負担行為でございます。パソコンリース料、令和6年度までの期間となっており、限度額が1,345万5,000円でございます。電算システム機器使用料が令和6年度までの期間となっており、金額が1,578万5,000円でございます。

5ページをお願い致します。第3表地方債、借入の限度額は水槽付ポンプ車4,210万円及び八重瀬出張所建築・土木設計等委託業務2,535万円の合計6,745万円でございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

8 ページをお願い致します。1 款 1 項 1 目市町負担金、前年度と比較いたしまして 2,951 万 7,000 円減の 9 億 7,561 万 4,000 円を計上しております。内訳といたしまして、南城市 5 億 7,013 万 1,000 円の 58.522%、八重瀬町 4 億 548 万 3,000 円の 41.478%でございます。2 目市町特別負担金 203 万 8,000 円減の 741 万 8,000 円を計上しております。

9 ページをお願い致します。2 款 1 項 1 目総務使用料 1 万 2,000 円増の 111 万 6,000 円を計上しております。これは職員の駐車使用料でございます。

11 ページをお願い致します。3 款 1 項 1 目国庫補助金 274 万 4,000 円減の 1,701 万 4,000 円を計上しております。水槽付消防ポンプ自動車、総務省補助金でございます。

15 ページをお願い致します。6 款 1 項 1 目基金繰入金、前年度と比較いたしまして 2,322 万 8,000 円増の 2,866 万 5,000 円を計上しております。内訳といたしまして、消防署予防課備品購入費、八重瀬出張所基本設計費、消防本部庁舎関連工事費及び水槽付ポンプ車購入一般財源分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

16 ページをお願い致します。7 款 1 項 1 目繰越金、前年度同額の 200 万円を計上しております。

17 ページをお願い致します。8 款 1 項 1 目諸収入 8 万 6,000 円増の 122 万 8,000 円を計上しております。

18 ページをお願い致します。9 款 1 項 1 目消防債 2,695 万円増の 6,745 万円を計上しております。内訳といたしまして、先程 5 ページ、3 表地方債で説明致しました水槽付ポンプ車 4,210 万円及び八重瀬出張所建築・土木設計等委託業務 2,535 万円でございます。

次に歳出にいきたいと思えます。19 ページをお願い致します。1 款 1 項 1 目議会費、前年度同額の 176 万 7,000 円を計上しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から前年度研修を見送りました消防広域化先進地域議員研修県外旅費を本年度も計上しております。

20 ページをお願い致します。2 款 1 項 1 目一般管理費、前年度同額の 44 万 4,000 円を計上しております。

21 ページをお願い致します。2 款 2 項 1 目監査委員費 6 万円増額の 47 万 3,000 円を計上しております。識見者監査委員研修県外旅費の増となっております。

22 ページをお願い致します。3 款 1 項 1 目消防費 976 万 3,000 円増の 8 億 9,609 万 4,000 円を計上しております。内訳といたしまして、2 節給料から 4 節共済費の人件費においては、職員及び派遣職員分の算定額となっており、10 節需用費、11 節役務費、12 節委託料及び 13 節使用料及び賃借料につきましては、令和 3 年度組合運営に係る経費算定として計上しております。

28ページをお願い致します。18節負担金、補助及び交付金、説明欄、下から4番目の沖縄県消防通信指令センター負担金、前年度1,742万5,000円から1,082万8,000円増の2,825万3,000円を計上しております。増額の理由といたしまして高機能消防司令センター及び消防救急デジタル無線の重要機器は24時間365日稼働しており、経年劣化などの不具合が発生する前に更新を行います。

消防指令センターは、平成28年4月1日から本格運用を開始し、令和3年度、6年目を迎えるにあたり機器の中間更新の時期となっております。

29ページをお願い致します。2目非常備消防費80万3,000円増の700万1,000円を計上しております。

主な増額の理由といたしまして、2年に一度開催しております消防団消防操法大会に伴う費用弁償の増によるものでございます。

30ページをお願い致します。3目消防施設費7,099万6,000円増の1億2,833万円を計上しております。主な増額の理由といたしまして、12節委託料、八重瀬出張所建築・土木設計委託費、17節備品購入費、令和2年度購入車両と令和3年度購入予定の水槽付きポンプ車の差額増によるものであります。

なお、今回の車両は総務省の補助事業を活用し、更新するものであります。

31ページをお願い致します。4款1項1目元金3,512万8,000円減の6,193万3,000円を計上しております。主な減額の理由といたしまして、消防本庁舎、はしご付消防ポンプ自動車及び水槽付ポンプ自動車の償還終了による減でございます。

32ページをお願い致します。2目利子51万8,000円減の157万3,000円を計上しております。

34ページをお願い致します。6款1項1目予備費、前年度同額の300万円を計上しております。35ページから44ページに資料を添付してございます。ご参照いただき、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

2番（宮平 憲二）

28ページ、指令センターへの負担金が前年比に比べて1,083万円増となっております。この理由として経年劣化によるコンピューターデジタル通信無線機器の更新を5年を目途に実施すると書いてあります。

この通信機器の減価償却期間と、その更新が今回は部分更新ですよね、それが全部入れ替わるには何年かかって、それまでは今年増えた1,083万円が常にその更新が終わるまでは増えていくのかということをお教え下さい。

次長（比嘉典夫）

ただいまの質問にお答えします。指令センターでは、10年を目途に総入れ替えというの

を想定しているらしくて、5年を目途に部分更新をして、悪いところを全部直して、その年度年度で修理とかそういったのをやって、10年目で総入れ替えをするという話は聞いております。以上です。

2番（宮平 憲二）

ということは、今後10年まで常時この負担金が足されると、これはまだ答えてなかったですよ。

次長（比嘉 典夫）

今回6年目ということで部分更新、中間更新ということで、悪いのは一切コンピュータとか交替するんですけど、また、来年からは予算的に元に戻ると、いままでの1,700万円の予算がつくと思います。

これは5年後とか、そういうときにまた大きい予算が動くのかなという話です。

2番（宮平 憲二）

今年度で約1,083万円、島尻消防だけでこれだけですから、全構成市町村に振り分けると億単位の金が修理費として生み出されているということだと思えます。それが定期的に起こるわけですから、計画的にその支出を確保する必要があると思えますけれども、こういうのは基金とかは考えていませんか。

次長（比嘉 典夫）

そのことについては、毎回、財政課の方と調整しながらやっておりますが、まだ基金というのは答えは出てないです。現在は、その都度、予算化してやるという感じです。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ありますか。

1番（新里 嘉）

15ページ、基金繰入金の方なんですけれども、今回、前年と比べて2,300万円、年度当初から基金に繰り入れております。その中でいくと、今回、財調の方から繰り入しておりますが、財調というのは何かあったときに使用する基金というふうに理解しているんですけれども、年度当初はこれだけ基金を繰り入れするということは、組合の運営自体に問題はないのか、よろしくをお願いします。

総務課長（當銘 直之）

今回、令和3年度2,800万円余りを基金の方から繰り入ることになっておりますが、構成市町も年度途中に大きなそういった費用が発生する場合はヒアリング等を行って、一般会計の方に特別負担金という形で盛り込んでいただけるという話をいただいておりますので、発生した場合は構成市町の方に相談して、予算の方を負担金として計上していただきたいと思っております。以上です。

1番（新里 嘉）

今年度、財調、当初でこれだけ使うということは、かなり財調の方は少額だと思っていま

す。いま課長の話ですと、構成市町としっかり、ある意味、補正で組んでいただけるということでしたので、やはり消防は車両も含めて機材、器具は高額ですので、本当に何かあったら困りますので、しっかりと構成市町と連携を取っていただきたいと思っております。これは要望です。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑。

4番（仲間 光枝）

質問というより確認をさせて下さい。歳入8ページ、市町特別負担金についてなんですけれども、まずは消火栓新設負担金について、南城市は1基で99万8,800円ですか、八重瀬町は318万6,000円計上されていますが、これは何基分の金額でしょうか。

署長兼警防係長（城間 功）

八重瀬町については4基分の計上となっております。以上です。

4番（仲間 光枝）

それは4基で記入漏れがあったということで理解します。あと消火栓の維持管理負担金なんですけど、これは1基、単価6,000円で計上して、市町の方に消火栓の数の分だけいただいていると思うんですが、実際、消火栓の維持管理のチェックとかやるのは各市町の水道課なりだと思うんですが、このいただいた6,000円をそのまま水道課なりが業務をしたら市町にプラスマイナスゼロで委託料として支払っているのか、それとも多少の金額の範囲はあるのかどうか、そこら辺をお願いします。

総務課長（當銘 直之）

消火栓の維持管理の負担金なんですけど、これは1基当たり6,000円ということで決まっております。これは構成市町、八重瀬町では南部水道、南城市で言えば水道局の方に委託して、年間施設を全部チェックしてもらって、年度末にはチェックした項目をすべて警防課の方に提出してもらってきております。

予算についてもすべてこの額で執行しております。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第2号「令和3年度島尻消防組一般会計予算について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第3号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第3号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合火災予防条例（昭和51年2月10日条例第13号）を別紙のとおり改正する。

提案理由、総務省消防庁通知（令和2年8月27日付け消防予第226号）により島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する必要があるためでございます。

別紙資料をご参照の上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これで討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第3号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第4号「島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第4号「島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員定数条例（昭和51年2月10日条例第7号）を別紙のとおり改正する。

提案理由、協議会等へ職員派遣に伴い島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、新旧対照表をお開き願います。第2条第3項を同条第4項に繰り下げ、新規に次の第3項を加える。

3 地方自治法252条の2の2の規定により設置された協議会に派遣された職員は、第1項の定数外にあるものとする。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。

4番（仲間 光枝）

これまでも協議会に派遣されていた職員は確かいらっしゃったと思うんですが、今回の条例の改正については、上位法が改正されたから、それに合わせてやるのか。それともいままであったけれども、島尻消防についてはそれについて対応しなかったからの改正なのか、その1点だけ確認させて下さい。

総務課長（當銘 直之）

いままで協議会等あったんですが、今回、指令センターの方に2名派遣しておりまして、当時の

消防の認識としまして、地方自治法の252条の17、職員の派遣というのが地方公共団体に派遣した場合、定数外というのがあったんですが、それを消防として認識していたんですが、実際、当時の28年の指令センターとの協定書を読み直しますと、地方自治法の252条の2の2の2の協議会の設置という文言があったんですね。

それで島尻消防に関しましては、この協議会等の派遣に該当職員は定数外というのはまだ設けていなかったものですから、今回改めて追加という形で改正させていただいております。以上です。

4番（仲間 光枝）

理解としては、現状に即した対応の条例改正ということの理解でよろしいでしょうか。

議長（本村 繁）

他に質疑ある方。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第4号「島尻消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、これより一般質問を行います。通告の受付順に行います。

本日の質問者は、最初に新里嘉議員。

1番（新里 嘉）

改めて、おはようございます。今回は、議長の計らいで答弁書の方も事前にテーブルの方に届いております。有難うございました。

それでは、早速、質問事項に則って質問させていただきたいと思っております。

まず、大きな1点目、人員適正化について。以前より質問をさせていただいておりますが、正・副管理者からの答弁はしっかり検討していくというものの、具体的な計画（策）が見えてこないのが現状であります。八重瀬出張所（旧具志頭）の建て替え完了が2年を切る中、次年度には明確な方向性（計画）を示さなければ、今後の業務にも支障をきたす恐れが出てくるのではと、強い危機感をもっておりますが、正・副管理者の所見を伺います。

大きな2点目、職員派遣について。令和3年度より、当組合へ両市町より輪番制で職員が派遣されると聞いておりますが、今回派遣に至った背景、具体的な仕事内容、期待される効果について伺います。以上、2点よろしくお願ひ致します。

管理者（瑞慶覧 長敏）

新里嘉議員のご質問にお答え致します。近年、構成市町の人口が増加し、それに伴い救急出場等の件数、特に具志頭出張所管轄の出場件数が増えてきております。

当組合としましても住民の生命財産を守るためにも、消防職員定員適正化に向けて、現在、職員充足率70.6%を全国平均の78.3%へ持っていくために、構成市町財政課と調整しながら、定員適正化につとめて行きたいと考えております。

総務課長（當銘 直之）

職員派遣についてですが、経緯としまして、令和元年11月に新聞掲載されました、当組合の事案における件について、現在は第三者委員会で調査中ではありますが、組合としましても構成市町より職員を派遣していただき、組織内部から業務に関する意識改革等を行うべきとの考えから、今回の派遣職員依頼となっております。

具体的な業務内容は、当組合の事務事業の管理監督です。業務の詳細として、組合の条例等に関する事、組合の人事及びサービスを含む組織に関する事、組合の給与に関する事、組合の財務に関する事、その他管理者又は構成市町において必要と認めた事項の5項目を協定書に定めております。

構成市町の総務部門の運営手法を取り入れることで、より効率的な組織運営が図れること、例規等の整備及び文書起案から文書整理までの管理等の徹底の見直し、さらに職員の意識改革が見込まれます。

令和3年4月1日から2年間は南城市より、令和5年4月1日からは八重瀬町からの派遣の予定となっております。以上です。

1番（新里 嘉）

それでは、再質問させていただきたいと思います。答弁書からすると、先程管理者からもありましたけれども、現在の充足率70.6%、全国平均の78.3%までもっていけるように努めていきたいということで答弁がありましたけれども、全国平均に上げるためには、何人の新規増員を予定しなければいけないのか、よろしくをお願いします。

総務課長（當銘 直之）

消防の整備指針でいきますと、133名という島尻消防には必要なんですけど、これの約78.3%ということで約105名なんですけど、現在いま97名おりますので、あと8名から9名ほどの増員を計画しております。以上です。

1番（新里 嘉）

8名、9名の増員をしなければ全国平均の78.3%には到達しないということなんですけれども、私が調べた中では、当組合から令和元年度より令和4年度までということで人員適正化計画というのを構成市町の方に出していると思うんですけども、それからいくと、年度が令和3年度、令和4年度と言いますと、あと2年もないという中で、いま現在、令和元年度から新規増員はないという理解をしているんですけども、それでよろしかったでしょうか。

総務課長（當銘 直之）

令和元年度からの増員に関する新規採用はございません。以上です。

1番（新里 嘉）

となると、令和3年、令和4年にかけて8名から9名を新規に増員しなければいけない。そうなる、これは以前からも言っているんですけども、かなり厳しい目標数字になって

いるのではないかということで、やはりこの充足率を本当に全国平均まで上げて、先程管理者からもありましたけれども、特に八重瀬町、南城市もそうですけれども、人口も本当に右肩上がり、今後も上がってくるだろうと予想されています。

その中で具体的な78.3という数字も示しておりますので、そこへ近づけていける具体策というのが見えてこない。なかなか説明されないというのは、どうしても私たちも腑に落ちないところであります。

新規増員だけで、ある意味、現場の充足率を上げていくのか。それとも他の策も思案しているのかどうか、その辺についてお聞かせ下さい。

総務課長（當銘 直之）

現在、令和4年度までに110名ほどの人員適正化を出していたんですが、実際、正直、現時点ではまだできておりませんので、別の案としましても消防の組織内の人数の編成配置という案はあるかなと考えておりますが、現段階では、その案の方でまだ止まっている段階で進んではおりませんが、最悪の場合、そういった配置編成等も含めて考えております。以上です。

1番（新里 嘉）

いま時期からすると、本当に現実的な話をしていかなければいけないのかなというふうに思っています。令和4年12月には、旧具志頭出張所を改め、八重瀬出張所の方も新しく規模も大きくなって開所します。

その中で、やはり市民、町民に対して、本当に期待できる消防の活動ができるのかと言ったら、やはり市民、町民も納得しないというところもあると思います。

私も以前から言っていると思うんですけども、本当に両市町とも財政的には大変厳しいというのは理解しておりますが、その中でもやはりこういった市民、町民の財産、生命を守るためには、しっかりそういったことにはいろんな工夫をしながら人員を配置していきたいという説明をすれば絶対納得して下さると思っております。

本当に何かあったときに対応できなかったということになれば、それこそ市民、町民の信頼を損なうことになると思っておりますので、その辺に関しては、しっかり組合と、両構成市町と、この78.3にもっていくというのが理想ではありますが、現実的な話し合いをしていくべきだと私は思っておりますが、その辺について管理者、副管理者に所見を伺いたいと思います。

管理者（瑞慶覧 長敏）

新里嘉議員の再質問にお答え致します。今後とも両市町の財政もあるんですけども、相談をしながら、業務には支障のないような形で進められるよう努力を続けてまいりたいと思っております。

1番（新里 嘉）

この件に関してあと1点確認なんですけれども、先程冒頭で管理者の方からも広域化含め

て、東部消防組合といろいろと情報交換、連携もしているということもありましたけれども、この増員に関しては、本当にいま現在進行形で動いている感じですので、この広域、あるいは県の統一化は、ある意味この辺の参入には私は無関係だというふうに理解しているんです。これが広域化があるから、統一化があるから、その辺を他のところと足並みを揃えようとか、そういったことを考えたら大変なことだと思っておりますので、その辺は全くある意味、広域化、統一化というのは、今回の人員適正化計画とは無関係であるとの場ではっきり申し上げていただきたいんですが、その辺よろしくをお願いします。

総務課長（當銘 直之）

令和6年4月1日を目途に沖縄県の方では広域化の方で進めておりまして、令和元年では会議の方が2回ほど設けられたんですけども、令和2年度は実際こういった会議が行われていない中で、県の方もコンサルタントを入れて、統一化に向けてやっておりますが、なかなか僕たちも情報が入ってこない中で、どうしていいかわからない状態ではあるんですが、いま新里議員がおっしゃったとおり、広域は広域、充足率は充足率と別と考えて、とりあえず南城市、八重瀬町の住民サービスを低下させないような人員であったり、そういった増員に向けて頑張っていきたいと思えます。以上です。

1番（新里 嘉）

有難うございます。令和6年の広域統一化に向けてやっていると思うんですけど、一度、以前には、この統一化目前にある意味、分散というか、統一できなかったという経緯もありますので、あくまでも令和6年度まででということでは県も動いてはいると思うんですけども、いま課長がおっしゃったように統一化と、また、この充足率は別として、しっかり考えていただきたいと思っておりますので、これは要望に止めておきます。よろしくお願ひしたいと思えます。

大きな2点目の方に移らさせていただきます。課長の答弁からもありましたけれども、今回4月からまずは南城市の方から2カ年間、職員を派遣するというところで、答弁書の中で、事務事業の管理監督を行うということで、具体的な業務内容について、当組合の事務事業の管理監督となっています。

具体的に、例えばいま組合にある例えばポストがありますよね、総務課長なら課長とか、そういったポストにこの方はある意味配置されるか、それとも補助として配置されるのか、その辺をお聞かせ下さい。

総務課長（當銘 直之）

答弁の中では管理監督という形で答弁させてもらっておりますが、実際、南城市の方から推薦されておりますが、南城市、島尻消防もそうなんです、4月の人事の発表が3月5日を予定しておりまして、それよりちょっと前にそういった配置関係を答弁してしまいますと不都合が出ますので、今回どこに配置するとか、そういった答弁の方は申し訳ございませんが、控えさせていただきます。以上です。

1 番（新里 嘉）

誰が来るとは。

総務課長（當銘 直之）

すみません、総務課の方で課長級という形で配置する予定ではあります。以上です。

1 番（新里 嘉）

総務課の方で課長級として配属ということは、新たに課長級ということでポストを作るといことですね。いま例えば、総務課長とか、予防課長とか、当組合としてのポストがあると思うんですけども、こういった位置付け、新たにポストを新設するのか。よろしくお願ひします。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘 直之）

今回、協定書の中で課長級ということで依頼をしております、課長級の職員の方をいま推薦受けておりますが、配置につきましても、役職につきましても、今回、人事発表の前という形になりますので、答弁の方は控えさせていただきたいと思ひます。以上です。

1 番（新里 嘉）

今回は、当組合に課長級ということで両市町の方にお願ひしたいということですが、管理者、副管理者にちょっと質問させていただきたいと思ひます。課長級の組合から派遣依頼があったと思ひます。両市町としてもかなり厳しい行政運営をやっている中で、課長級の職員を派遣するある意味余裕があったのかなと、ちょっと私個人的に思ひます。この答弁書からいくと、4年間はある程度決まっていますよね、南城市からまず2年間です。

課長級の職員を当組合に派遣する、行政もいっぱいだと私は理解しているんですけども、その辺についてお考えをお願ひします。

管理者（瑞慶覧 長敏）

今回、その派遣に関しては、最大限の努力を両市町もやりながら、そして島尻消防組合内部からもしっかりとした改革といひますか、それをやっていこうということですので、相当なる決意でやろうと思ひます。

そこは両市町にも理解を求めていただいておりますので、その改革に向けての努力の一環ということでご理解いただきたいと思ひます。

1 番（新里 嘉）

新しい課でそういったまた透明性を担保するためにも組合を改革していくという決意の表れ方かなというふうには理解をしているんですけども、その中でこれはあくまでも組合と両構成市町との協定書を結んだ中での今回派遣だと思うんですけども、いま管理者の方からは、いろいろ調整しながら構成市町としても大変だけでも派遣をしていきたいというふうにありました。

その中で、私、先程も言いましたけど、この4年間というのはたぶん協定書で結ばれているのかなと思うんですけども、とりあえず1年、1年という選択肢というのはなかったのか。やはり4年ぐらいかけてやらないと、こういった透明性とか、市民、町民に対して説明ができないとか、そういったのがあったのか。僕はもちろん組合の方も改革をしていかないといけないというふうには理解をしているんですけども、まずは行政市町の中で課長級を派遣するというのが私は果たしてどうなのかな。やはり新しい風とか、そういった透明性を担保するためには、一般職員でも優秀な職員はいますので、そういった連携は十分取れると思っているんです。

先程も私たち議案第3号、次年度の予算も通しているんですけども、その中にも職員分の給与も入っているということでしたので、やはりしっかりその辺に関しては、お互いの事情も加味しながらだと思えるんですけども、ある意味、今後協定書も見直しながら、臨機応変といいますか、お互いの事情に柔軟に対応していただきたいなと思うんですけども、この協定書で結ばれた4年間というのは、これは今後ちょっと動かせないという理解でよろしいのでしょうか。

それとも、これがまた見直しも可能なかどうか、よろしくお願いします。

総務課長（當銘 直之）

いまの中では2年間という数字は出ているんですけど、協定書の中ではお互いの協議の上で、それを短縮したり、延ばしたりできる協定書を結んでおりますので、例えば令和3年度で、そういったのが改善見られれば、令和4年度から派遣はなしにしましょうねであったり、まだまだであれば、それが延びていく、そのときによってお互い構成市町と協議して、延長なのか、短縮なのかというのを協定書の中で謳っておりますので、それに基づいてやっていきたいと考えております。以上です。

1番（新里 嘉）

有難うございます。やはりこういった改革というのは、大切なことだと思うんですけども、ただ、市民、町民の立場で言わせていただければ、職員をこうやって派遣して、新しい風を入れたから透明性はしっかり担保できますよ。市民、町民の皆さん、島尻消防は変わっていきますよということを言われても、じゃどういったことが変わっていったんですかというのでも発信していかなければ、市民、町民にとっては全くわからないことであって、それはあくまでもこの当組合の意識改革とか、そういったことを含めての私は今回派遣だというふうに理解しておりますので、やはりこの4年間とか、そういったものではなくて、やはり

しっかり柔軟性をもって話し合いをしながら、この派遣職員に関しては進めていただきたいなというふうに思っています。

財政が本当に両市町も厳しい、そして組合も厳しいという中で、次年度の予算も今回かなりの負担金が減額されておりますので、やはり市民、町民にもしっかり我々としても説明できるような形で、今後も当組合を運営していかなければならないと思っておりますので、また、その辺は派遣職員のしっかりとした仕事内容とか、それはまた我々も消防議会議員として市民、町民の方にもまたお伝えして、そういった改革をしているんだよということも発信していく、また努力もしなければなというふうに思っておりますので、その辺はまたしっかりと次年度、我々も職員の働きというんですか、そういったこともしっかり注視しながら、今後とも活動していきたいと思っておりますので、その辺またお互い協力していけたらなというふうに思っております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（本村 繁）

新里議員の質問をこれで終わります。

次に仲間光枝議員。

4番（仲間 光枝）

ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ。それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

今回は2点通告しておりますが、質問の伝わりやすさを確保するため、議長の承認を得まして資料1から4を皆様に配布しておりますので、適宜参考にしていただければと思います。

では、最初の質問です。アンケートの結果と取扱いについて。昨年末議員活動の一環として行った「議会・議員に関する評価アンケート」の結果についての共有と今後の取扱いについて共通理解するため以下伺います。

1. 消防としての受け止め方と（今後の）取扱いについての考え方。2. 議員アンケート継続実施の要望意見もあるがその所見。3. 消防議会だよりの発行を提案する声もあるがその所見。

2点目、消防団員について。全国的になり手不足が言われる中、本消防の現状と課題について以下伺います。

1. 団員の募集方法と年齢、その他条件。2. 定数70名の根拠（決め方）。3. 男女構成の考え方と現状の構成比。4. 訓練・研修以外の主な活動状況。5. 今後の課題。以上、よろしく申し上げます。

総務課長（當銘直之）

仲間議員のその1、アンケート結果の取扱い等について答弁させていただきたいと思いません。

まず1番、消防としての受け止め方と今後の取扱いについてですが、当初、仲間議員の方から相談があったときからお話しているとおおり、議長名にてアンケート調査を行っております。

せんので、仲間議員の議員活動としてのアンケート調査と認識しております。

取扱いについても仲間議員の情報として取り扱っていくものだと今後も考えております。

2番の議員アンケートの継続についてですが、前回同様に仲間議員の議員活動として行う事であれば継続してもよいかと思います。もちろん組合議長からの依頼であれば正式に議会事務局から職員へアンケート調査が依頼できるかと考えております。

3番の消防議会だより発行についてですが、組合活動を住民へ発信していくのは大変良いことだと思いますが、組合議員の皆様は年に一回、南城市議会、八重瀬町議会へ組合議員活動報告し、議会だよりに住民へ発信しているかと思います。

今回組合議会だより発行にあたり約50万円の見積りを拝見しましたが、現時点では予算の確保ができていない状態です。もし予算確保できた場合には、議会だより発行にあたり、編集委員等の作業があるかと思います。ちなみに、当組合は2月よりホームページをリニューアルしております、議員の皆様で議会だよりを作成していただき、ホームページへ掲載することができますので、予算もかからない、削減になるのではないのでしょうか。以上です。
署長兼警防課長（城間 功）

仲間議員からの質問2、消防団員についての5つの項目を回答致します。

1の団員の募集方法ですが、団員退団者がした場合、各分団からの推薦に基づき、条例定数内で募集しております。

年齢、その他の条件としまして、年齢が18歳以上の者、当該消防団の区域内に居住し又は勤務する者及び志操堅固でかつ身体強健な者としております。

2. 定数70名の根拠（決め方）ということですが、平成21年に南城市佐敷区域の移管により、人口増加と相関関係を踏まえ団員のより一層の強化を図る上で現在の定数70名としております。

3. 男女構成の考え方と現状の構成比ですが、男性団員数が現在61名、女性団員数が9名となっております。

男女構成比の考え方と致しまして、消防団員に占める女性の割合は非常に低いと思います。地域社会において女性が半分を占めることも踏まえ女性の防災分野への参画を進めていくことが重要であると考えます。

さらに、少子高齢化の進展や被用者の増加の中でより多様なものに消防団活動を担ってもらう必要があるため女性の入団を促進することが必要であると考えます。

4. 訓練・研修以外の活動等になっておりますけれども、火災時、大規模災害発生時における後方支援活動、あるいは不発弾処理作業に伴う住民の避難誘導等、地域防災の中核的存在として、地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしております。

5. 今後の課題と致しまして、定数の引き上げと機能別消防団のあり方について、分団長会議の中で議題として取り上げて、現在も検討中であります。以上です。

4 番（仲間 光枝）

有難うございました。それでは1点目の質問、アンケートの結果と取扱いについてから再質問を行わせていただきます。

2019年末に島尻消防における不祥事が度々新聞で取り上げられました。そのとき我々消防議会、そして議員の責任について触れた記事は私の把握している限りでは一つもなく、そのことに議会や議員の存在意義の薄さとか、無力感を私は抱いてしまいました。

他の一部事務組合議会議員は、実費弁償の程度なのですが、消防議員は毎月定額の報酬が発生しております。私は、1期目のときは南部広域市町村圏事務組合の議員でしたが、そのときと比較しても消防議員の負担度が特に高いわけではなく、あくまで私自身の捉え方ではありますが、消防議員として報酬に見合った働きを私はしているのだろうかという新聞に取り上げられる度に思っていました。それが今回のアンケートの動機となっております。

アンケートについては、消防はもちろんのこと、同僚議員の皆様もあまり気持ちの良いものではなかったと思います。理解を得るための努力が足りなかったかもしれませんが、消防側がおっしゃるように総意でなければできないとなれば、多様な考え方や主張があつてしかるべき議員が活動そのものを制限されてしまいますので、それこそ議員って何のためにいるのかということになってしまいますので、その点においては、本当にご理解いただきたいというふうに思っております。

では資料1をご覧ください。そして資料2、3については、自由意見なので後程ゆっくりご覧になって下さい。職員98名中、3分の1である33名の職員からの協力、回答を見る限りでは、議会や議員についてよくわからない人、そして低評価の人に大別できるのではないかと思います。

受け止め方は、それぞれあるかもしれませんが、この結果からは議会議員としてのあり方だったり、努力の方向性が問われていると思いますし、それを可視化できたアンケートの意義は大きかったというふうに私は思っております。

特に自由意見の中には、消防側にとっても参考になるものが多くあつたのではないかと思います。いかがでしょうか、消防長そう思いませんか。私は、この結果をぜひ職員全員で共有した方が消防のためにもなるのではないかと思っております。そのご見解をお伺いします。

消防長（屋比久 学）

ただいまの件にお答えいたします。このアンケートについては、大変参考になるアンケートだと思っております。

しかし、アンケートのやり方がちょっと適切ではなかったのかなというふうに思っております。

まず、同僚組合議員の皆様のご合意形成がなされてないということがありました。これ議員個人のアンケート調査の依頼でしたので、当組合としては業務の中でアンケートを配布するというのは、それは公平公正に欠けるだろうというふうに考えております。

ですので、これは参考程度にというふうに私も重要なアンケート結果ではないかというふうに思っています。しかし、議員の皆様のご合意形成の上で、議会及び議員のアンケートですので、組合議員の皆様が共有するのが一番の方策ではないのかなというふうに考えております。以上です。

4番（仲間 光枝）

いまの私の質問にちょっと明確にはお答えになってないというふうに思いますが、職員に共有するのはちょっと難しいといういまの答弁の理解でよろしいですか。

消防長（屋比久 学）

いまの職員共有の件でありますけれども、これは議員個人のアンケートの集計結果でございますので、議員独自のルートでアンケートを集計した結果でございます。

私共としましては、議長の方からこのアンケートに関して掲載依頼があれば、もちろん喜んで掲載依頼をするということでもありますので、組合議員の皆様のご合意形成が必要だろうというふうに思っています。以上です。

4番（仲間 光枝）

了解致しました。自主的に自己投資をして知識や技術を学ぶ職員もいる。それをもっと地域住民のために活かせるように現場職員の意見を取り入れると良いという職員の意見がありました。本当に素晴らしい意見だというふうに私は思っております。

こんな前向きな意見が出てきました。それを組織として、そして議会として活かさないのは、私自身はアンケート、確かに消防が適切ではないというアンケートではありますけれども、職員の本当の生の声があがってきております。

それでこういう意見があるのに、それを活かさない、議員の勝手なアンケートだから、それは適切ではないし、意見としても認められないというのはいかがなものかなというふうに思っております。

だったら、こういう意見をもっともっと積極的に引き出して共有して改善して発展に繋げるのが管理職皆様や私たち議会の役目ではないかというふうに思っております。

今回、いきなり年末にご相談に伺って、そのときにアンケートについてはちょっと協力に感じられそうもないということで、いろいろ相談した上で、例えば南城市の議会事務局だったり、選挙管理委員会だったり、そして両管理者、副管理者への確認であったり、当然、議長や同僚議員の皆さんにも確認を取った上、確認というか、同僚議員の皆様には事後報告というような形にはなっていましたけれども、できれば消防長おっしゃるように、今後は総意で行えるように努力はしますが、議員皆それぞれ考え方が違いますし、総意でできればベストの中で、もしそうでなくても今後それは私自身は個人として続けていきたいなというふうに思っております。

さて、行政と議会は車の両輪に例えられます。組織の活性化を図り、必要とされる議会であるためには、管理者お二人のリーダーシップが当然必要となってきます。本アンケートの

結果、及び意義に関して管理者、副管理者それぞれのご所見をお伺いさせていただきます。

管理者（瑞慶覧 長敏）

仲間光枝議員のそのアンケートに関しての所見ということですので述べさせていただきます。

より良い組織にしていくための努力というのは、あらゆる努力も含めてやっていくべきだろうと思っております。アンケートをこういった形でやっていただいた仲間光枝議員に本当に感謝申し上げます。ご苦労さまでした。

今後も組織ですので、組織の中できちんとした公の形でやるのであれば、もっといい結果に繋がるだろうなと思っております。今後ともさらなる努力をお互い続けていきたいと思っております。有難うございます。

副管理者（新垣 安弘）

仲間議員のご質問にお答え致します。昨日、前以て届けていただいて有難うございました。目を通させていただきました。それで私なりに少し気がついたところ、気になったところを何点か申し上げたいと思います。

まず、アンケートがどういう形でのアンケートだったのかわからないということです。どういうふうにもた配布されたのかわからないということです。そういう点では、未回答が54名いるというのも多いなというふうな印象を持ちました。

あともう1点は、アンケートの中身等々を見させていただいたんですが、その中に何箇所か一部の意見だけを全体の意見にしないように気をつけてということが何点かありましたけれども、そこがアンケートを出すときに仲間議員からのアンケートとして受け取ったのか。議員団全体からのアンケートとして受け取ったのか。そこら辺も答える側の職員の回答の中に違いが出ているのかなということも思いました。

そういう点で、どういう形でのアンケートだったのか。そこら辺もちょっとわからないので何とも言えないんですけども、あとはいままで管理者、あと消防長からも縷々答弁がございましたように、やはりそれぞれ市町の議員団の中から代表として派遣されておりますから、そこは報告という点では、まず議員団にしっかりと報告をする義務があるでしょうし、そういう中でその部分は各市町で議員だよりもありますので、そこでしっかり報告できる、市民、町民にお伝えできる場はあるのではないかなと思っております。

そういう点で、議員活動として、こうやって意欲的に動いておられて、現場の声を吸い上げるということは素晴らしいことだと思いますので、また今後ともぜひ消防のためにご活躍願えればと思います。以上です。

4番（仲間 光枝）

有難うございました。2点目の質問ですけれども、職員と議員が意見交換できる機会の創出や、議員アンケートは今後も必要だとする職員もいます。令和2年2月の一般質問において、職員と議員の意見交換会の定期開催を提案しましたが、その後しばらくして名称は覚え

ている名称なのですが、職員協議会の会長より職場内において職員の意見は吸い上げていくので必要ありませんとの回答をいただきました。

そのときにそういう回答をいただいたんですが、それが職員の多数の意見なんだろうかとということで、アンケートを取るなりして調査をしてほしいとお願いをしましたけれども、いまのところ、その報告はありません。

コロナによって、現在、集会とか、人がたくさん集まる機会が持ちづらくなってしまったので、意見交換については、今後の課題にするにしても、例えば皆さん消防においてももちろんアンケートとか、いろいろ取られて職場環境を良くしていくような努力はされていると思いますけれども、やはり職場内で取るアンケートというのは、なかなか上司に遠慮してとかということで、なかなか自由闊達に答えられないのかなというところも想定されるので、やはり今後は議会の総意で第三者アンケートというのは続けた方が私はいいいというふうに思っております。

総意とかということがいま議論にあがっていますがけれども、例えば総意でないにしても、仲間議員の議員活動の一環としてやるのであればやったらいいのではないですかということのご回答がありましたので、それについても今回結果についても報告をさせて下さいと言ったときに、消防として認めたアンケートではないので、この結果公表についても遠慮していただきたいということで、今回は一般質問を通して管理職の皆様には共有させてもらっていますけれども、当然、総意でやれば本当にベストだとは思いますが、そうではなくても例えば認めたものではないとかというふうに言われてしまうと、なんか議員活動そのものをすごく否定されたような気持ちになって、ちょっとがっかりしてしまいますので、認めたものではないと言い方はやめて、協力はできませんがということでやっていただければ、協力してもらえない中で自分なりに考えて行うことも可能なのかなと思いますけれども、もう認めないというふうに言われてしまいますので、全否定になってしまいますので、そこら辺は考え直しをいただきたいというふうに思います。

次に消防議会だよりの件ですが、ご意見の中に消防議員の活動が見えないので、定期的な議会だよりの発行があれば良いとあり、この意見、本当に正直はっとさせられたんです。先程からも出ていますが、各市町の議会だよりの方で簡略な報告をもって私たちは知ってもらえているというふうに思っていたのは、実は慢心だったのかなというふうに思えてしまいました。

集計結果とか、他の自由意見からでも消防議会や議員について、よく知ってもらえてないということは明白であって、これが南城市民とか、八重瀬町民全体にも共通するものではないかなというふうに思っております。

ただ、消防議会だよりの発行、本当とても良い意見だと思いますが、確かに課題もないわけではないと私も思っております。

ただ、やろうと思えば、また、それもそんなに難易度はないのかなというふうにも思っ

おります。

先日、全協がありました後に議員の皆様と意見の交換をさせていただいたのですが、そのときに出た主な意見としては、いま町長がおっしゃるように、現に各市町の議会だよりが発行されているのだから、まずはそれを有効利用して発信していく努力、工夫をすべきではないかということでしたので、八重瀬町議会では消防議会のあるごとに、その結果等について報告掲載しているとお話もありました。

早速、その後、その足で八重瀬町議会事務局へ出向き議会だよりをいただいてまいりました。それを拝見させていただいたんですが、率直な感想を申し上げますと、この掲載では消防議会や議員活動について、町民の皆様には知らしめるとか、理解していただくのはちょっと厳しいのではないかと思いますし、南城市議会の年に一度のおまとめ報告でも同じことが言えるのではないかと思います。

一部事務組合も多数ある中で、消防議会のみ充実させることはできないだろうし、かと言ってすべてに対応するほど、紙面に余裕はないというのが実情です。年に一度だけでも、消防議会だよりとして発行できれば、認知度が増し、議会のみならず、消防行政への理解、関心、防災意識向上にも繋がっていくのではないのでしょうか。

印刷費用についてもご懸念がありますが、私自身は議員報酬の削減により一部捻出することで費用負担への理解も得られやすいのではないかと考えますが、その私の意見というか、話を聞いて、再度、管理者、副管理者のご所見をお伺いさせて下さい。

管理者（瑞慶覧 長敏）

仲間光枝議員の改革に向けての熱意というのは、非常に感じる事ができております。どうすれば本当に理解して、市民に対して周知ができるのかということに関しては、議員の皆様さんでもまた継続して審議していただいた方がいいかなと思っております。

それからアンケートに関しても消防職員の意識を改革するというのが大きな目的ということであれば、それ以外の方法とかも考えてもいいんじゃないかなと。直接アンケートというのが抵抗ある職員もいるだろうし、なにか別の方法もあるんじゃないかなと感じてはおります。

いずれにしても消防議会だより等、前向きな発想だと私は高く評価しておりますので、それに向けてやるか、やらないかは別としてもいろんな方法をこの際考えていくというきっかけにいただければいいかなと思っております。

副管理者（新垣 安弘）

仲間議員、先程、管理者もおっしゃっていたように意欲はすごくわかります。

ただ、やはり議会だより等々の話になりますと、そこは消防議会としてやはりまとまった意見、答えを出さないと難しいんじゃないかなと思っております。

同時にまた、それはおそらく持ち帰って全体の議員団の中で結論を出さないといけないのかなと思っております。

私も議員をやった経験がありますので、そこから言わせていただきますと、もし、そういう形での議員団全体としてのそういうものができなければ、例えば仲間議員が議員としての個人のいわゆる広報活動、チラシ等々を出すときもいろいろあると思うんですが、それを通じてやるというのも一つの議員としての活動だと思えますし、それはそれでまた消防団員をはじめ、一般の市民の皆さんの目にも止まることですから、すごく意義のあることだと思います。

どちらにしろ、やはり消防議員団、あるいは地元の議員団ありますので、そこはやはり議長を中心として広報物に関してはどうするかというのはまとまった意見が出ないといけないのかなと思っております。以上です。

4 番（仲間 光枝）

有難うございました。管理者お二人のお話、当然だと思っております。先日、全協の中で意見交換をさせていただいたというお話をさせていただきましたが、その中でもやはり皆さんそれぞれいろいろ意見があるので、今回は提案として一般質問にあげさせていただきますということなので、その思いを共有するというので、今回の質問だということをご理解いただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。消防団についてなんですが、昨年10月末、沖縄市で開催された防災イベントに参加したときに、沖縄市消防の展示コーナーもあったのを見ていたんですが、片づけをしていた消防職員が消防団員を募集していますので、ぜひピーアールをお願いします、貼って下さいっていうふうにしてポスターを渡されたんですよ。

それで、私沖縄市民ではなくて南城市民ですよと言ったんですが、消防団員たぶんどこでも募集しているはずですから、どうぞどうぞというのでもらってきて、しばらく職場の壁に貼っていたんですが、そのうち今年に入ってから全国的に消防団の団員のなり手が無いというニュースがネットとか、沖縄タイムスにも載っているのを見て、これって身近な問題だったんだなというふうに改めて感じたので、今回の質問になっております。

先程の答弁の中では、退団されて欠員が出たときに募集をかけて、また定数確保しているというご説明だと思うんですけども、私の勝手なイメージでもあるんですが、我が島尻消防に関しては、消防団員のなり手不足で確保に困っているという様子が私自身は見えないものですから、その確保、なり手不足で困っているという現状は島尻消防組合にはないという認識でよろしいでしょうか、お願いします。

署長兼警防課長（城間 功）

いまの現状で、当組合において消防団、定数条例の中で70名としております。現在の団員数でいまバランス良く機能しているかと思っております。以上です。

4 番（仲間 光枝）

課題の方をお聞きしてもなり手不足確保に苦慮するので、今後の課題だというふうにも出てないので、おそらくそうなんだろうなとは理解致します。

お配りした資料4を見て下さい。これは消防庁ホームページで公開されている資料なんです、グラフ上では近年の減少幅は小さく見えますけれども、昭和29年の200万人いた消防団員が、平成2年には100万人を割って、昨年の令和2年は前年比約1万4,000人減の過去最少81万8,000人にまで落ち込んだとあります。やはり減少傾向にあって、前年比で1万人以上割るのは2年連続であり、消防庁は危機的状況と訴えているようですが、そもそもなんです、消防団がなくなるということで、どのような負の影響が考えられるのか、思いつく範囲でよろしいですので、消防団が例えば本当に今後、いまは島尻消防、大丈夫ですけど、消防団なかなか手見つからずに消滅してしまうということのような状況に陥ったときに、どんなことが困るのかというところを思いつく範囲でお願いしたいと思えます。

署長兼警防課長（城間 功）

消防団が消滅したらという仲間議員からの質問ですよね。うちの消防の活動範囲において、消防団員というのは後方支援活動を主に担っております。

大規模災害のときに隊員の中で災害に対応できない場合に消防団を活用して後方支援にあたるような形を取っております。消防団が消滅した場合、そういう形でできないと。応援も消防団員を呼んで、自衛隊なんかも含めて災害に対応できないという形になってくるかと思われま。

4番（仲間光枝）

危機感をもって、いま審議会なんか検討会を開いて消防団員をどうにか維持強化していくということずっと議論しているんですが、その中で対策ポスターというのが最近まとまったようです。主に1. 知名度やイメージアップを図ると。2. 多様な人材活用。3. 報酬アップ。報酬アップについては、今後の動向を見守るしかないと思います。だけど1と2の知名度を上げる。イメージアップを図るということはすぐにできるようなことだと思いますが、島尻消防においては、特に団員確保に困ってないということではあります、そのときに沖縄市消防の方からこういったものをいただいたんですが、こういったものを作成して消防団員を募集するということがすら島尻消防は募集にあたっては、そこまで困ってないという感覚でいいですか、というのは非常に困っているんだなというふうに認識してしまいましたので、お願いします。

署長兼警防課長（城間 功）

先程も質問の方でありましたけれども、募集の仕方、それに伴って定数内での募集、団員からの推薦に基づいて、定数においても募集という形で取っておりますけれども、そこで団員からの推薦でもってやってもらえないかということがあって、団員さんも推薦された団員さんができないという形になってくれば、条例定数内での作業として、そこに促すような募集方法をかけて、先程沖縄市さんもありましたよね、そこら辺リーフレットを活用して作っていただければいいかなと思っております。以上です。

4 番（仲間 光枝）

有難うございます。もう 1 点大事な視点かなと思うんですが、数の確保だけではなく、質も大事ですよと、いざと言うときに本当に役に立てる人材、育成にこそ注力すべきという検討会での意見もありますが、その意見についてはどう思われますか。

署長兼警防課長（城間 功）

いま現在、機能別消防団というのがあるんですけども、それに関しては、特定の活動に参加する消防団員ということで、能力や職業特性を活かし、基本、団員の補完的活動にあたるということを取っております。

手話、外国語、専門知識の資格とか、そういったものを持っている方を機能別消防団として充てて、団員の補助的役割に充てるような形でできればいいかなと思っております。

4 番（仲間 光枝）

地域コミュニティの希薄が今後ますます進んでいる中では、人の善意に頼る奉仕活動という分野の中身はどんどん衰退していくのではないかというふうに危惧する人は多いと思います。

特に消防団は、20 代の若い人たちが減少幅が大きくて、そしてこれまで足手まといと思われていた人材から省かれていた女性たちが少ないという現状があります。どんどん上がってきていますけれども、仮に先程からも出ている消防の広域化が進んでいくとしたら、それこそ地元で根付く消防団の存在意義が高まるというふうに思います。

青年会、商工会、企業、区長会、学校、PTA、現在も連携していると思いますが、ぜひ若い消防職員からもアイデアを募るなどして、消防と消防団のイメージアップを図り、さらなる連携と人材の発掘に努めていただきたいというふうに思います。

最後、消防長のご所見を伺いまして、私の一般質問を終わります。

消防長（屋比久 学）

今後も私たち消防職員は、地域住民の皆様のために一致団結して、生命、身体及び財産を守るべく業務に邁進してまいります。消防団に関しても先程署長の方から機能別消防団の活用であったり、様々に努力していくことが必要だと思っております。

また、仲間光枝議員のアンケートに関してもあれはとても素晴らしいアンケートだと思っております。その中で議員の皆様のご合意形成がなされて、私たちが業務の中でアンケートでできるような形にもっていければ一番いいのかなというふうに思っております。以上です。

議長（本村 繁）

これにて仲間議員の一般質問を終わります。

次、米増議員。

3 番（米増 雄二）

皆さん、おはようございます。お昼前ですので、短い時間で終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、質問をさせていただきます。大きな1番、焚き火等について。八重瀬町具志頭海岸で土日祝祭日には、多くのキャンプをする家族やグループが多く訪れている。キャンプをする中で直火で焚き火やバーベキューも多く見られる。

地域の方々からもごみの問題や自然保全上や、大きな山火事にならないかと心配する声がある。

野焼きや焚き火が原因で大きな火災になったりすることがあり、一般的には野焼きや焚き火を禁じていると認識している。

伺います。ア、海岸での直火焚き火やバーベキューを消防としての所見を伺う。

大きな2番目、出向職員について。ア、令和3年度より構成市町より、島尻消防組合へ職員を出向されると聞きました。出向の経緯を伺う。イ、労働契約は、どのようになるか伺う。ウ、管理者の所見を伺う。よろしく申し上げます。

予防課長（新里 昇昭）

ただいまの米増議員の質問にお答えします。構成市町では、担当課が野焼き、焚き火を行わないよう指導していると認識しております。

消防署は、119番通報で煙で迷惑している。火事かもしれないとの通報がたまにあり、消防車で出動し注意喚起を行う場合もあります。

焚き火、バーベキューなどを行う場合、水バケツ等を備えて、場所、周囲の状況を見て行ってほしいものです。

また火災と紛らわしい煙、又は火炎を發する恐れのある行為がある場合は消防署へ届けるよう指導を行っております。以上です。

総務課長（當銘 直之）

米増議員の質問その2ですが、出向職員について答弁させていただきます。先程、新里議員の質問でも答弁したとおり、当組合の事案における件について、組織内部から業務に関する意識改革等を行うべきとの考えから今回派遣依頼となっております。

業務内容は当組合の事業事務の管理監督、業務の詳細としまして、組合の条例等に関する事、組合の人事及び服務を含む組織に関する事、組合の給与に関する事、組合の財務に関する事、その他管理者又は構成市町において必要と認めた事項の5項目を協定書に定めております。

令和3年4月1日から2年間は南城市より、令和5年4月1日からは八重瀬町からの派遣となっております。

労働契約については、派遣される職員の身分取扱いに関する質問と認識してお答えします。今回の派遣職員については、地方自治法第252条の17に基づく職員派遣であり、派遣される職員は、派遣を受けた団体の職員の身分をあわせて有すること、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、派遣を受けた側の団体の負担となることが法で規定されております。以上です。

管理者（瑞慶覧 長敏）

米増雄二議員の出向職員についての質問にお答え致します。去年は、新聞報道もあり、島尻消防にとっては非常に厳しい目を向けられた年でありました。それに向けては、第三者委員会も開催しておりますし、それ以外には消防組合内部からの改革も市民の皆さんにも見せないといけないということもあり、出向という形にしております。

先程もお答えしておりますが、市民の皆さんにも目に見える形で、島尻消防、本当に良くなったねと言えるような形で、この職員を迎えて改革を進めていきたいと思っております。

3番（米増雄二）

では、再質問をしていきたいと思えます。まず、焚き火等についてなんですけど、八重瀬町、南城市と海岸線が多くあると認識しております。八重瀬町、地元、私、具志頭出身なんですけれども、海岸線と山がとても近い地域であるということで認識をさせていただいていると思うんですけど、過去にいままでそういうバーベキューだったりとか、焚き火だったりとかで通報があったりとか、海岸線に限ってそういうのがあったか、確認したいと思えます。以上です。

予防課長（新里 昇昭）

ただいまの再質問にお答えします。ここ数年、海岸線での通報は私の知っている限りはありません。以上です。

3番（米増 雄二）

土日、月曜日とか、祝日が明けた次の日に散歩がてらよく行くんですけど、やはり毎週とっていいほど焚き火の跡があるんです。本当にこれ消して帰っているのかなというような感じの跡であるので、やはり地域の方からもごみもたくさん捨てられる傾向もあるので、そういうところから大きな火事にならないかということで心配をしている声があります。

もちろん私自身地元でもありますし、八重瀬町議会でも自然保護条例だったりとか、そういうので取り組んでいきたいと思いますということではいるんですけども、やはり自由にできる海岸というところがありますので、実際、通報があれば駆けつけて指導するというふうになっているということなんですけれども、それは海岸線でも、どこでも同じ認識でよろしいですか。

予防課長（新里 昇昭）

ただいまの質問にお答えします。もちろん地域住民の方が煙たい、あるいは火事でないかという119番の要請があれば、消防車で先程もお話したとおり出動して注意喚起を行っております。以上です。

3番（米増 雄二）

わかりました。私個人として具志頭の出身でもありますので、やはりこういう地域があるということだけ認識をして、ちょっと気にかけていただきたいなと思えます。

あとはいまニュース等々でやっていますけれども、栃木で山火事があって、いままだ消せ

てない状況だと思います。それもしっかりとした見分はできてないとは思いますが、原因としたら火の気がないところだから人為的な何か遊び等があったの火災だというふうに認識をしているようですので、ああいう具志頭の地域でも本当に遊び感覚でやられて、実際そのまま置いて、その人たちは認識がなくても飛んで火災になるとかということもありますので、ちょっと気にかけていただきたいなと思って質問をしましたので、よろしく願います。

あとは出向職員についてなんですけど、先程、同僚議員の新里議員からもありましたので、再質問はほとんどないんですけど、私から2、3点確認で、令和3年4月1日から2年間は南城市、令和5年4月からは八重瀬町からということになっているんですけど、今回南城市からの派遣で課長級を置くということだったと思うんですけど、いまのままであれば、令和5年4月からは八重瀬町からということになっていると思うんですけど、八重瀬町からも課長級を送ってもらうという認識で良かったですか。

総務課長（當銘 直之）

今回は、南城市さんの協定書の中で課長級の方を派遣していただきたいということで協定書を結んでおります。2年後の八重瀬町さんになった場合は、そのときにお互い協議しまして、課長級でまた一般職で事務処理に長けている職員を派遣するのか、そのときにはそのときの協議の中で決めて消防側から依頼を出していきたいと思っております。以上です。

3番（米増 雄二）

わかりました。そのときに一般職でというお話があったんですけど、今回の派遣の経緯、去年の様々な島尻消防の報道とかの問題でやはり改革をしないといけないと管理者からもありました。

監督をする立場で来られるという認識、要請をしたと、依頼をしたということですので、その監督という立場で一般職員がそれが可能なのかなというところもあると思います。それは先程の新里議員からもあった臨機応変にやっていくということで認識をしてよろしいですか。

総務課長（當銘 直之）

最初の2年間につきましては南城市の方から課長級の方を推薦してもらいまして、2年間であればある程度の改革的なものはできて、その都度、そのときにまたうまくいっていないようであれば、八重瀬町さんの方からでも管理職、課長級を推薦していただいたり、そこでうまくいっているようであれば一般職の方で推薦していただくという、そのときの状況に応じて協定書も結んでいきたいと思っております。以上です。

3番（米増 雄二）

わかりました。臨機応変に先程もお話したように、それが期間なのか、どういうふうになるのかというのは臨機応変に、そのときにそのときにあった議論を両構成市町とやって円滑にしていきたいなと思います。

あと労働契約というか、報酬、給料は島尻消防から構成市町の負担金で支払われるというふうに聞いているんですけども、ちょっといじわるな質問かもしれないですけども、管理者の方にちょっと確認したいと思います。

今回、監督をしてもらいたいということで島尻消防組合から依頼を受けたということで、南城市が指名をして送ると。でも、一般的に給料をもらうところの監督ができるのかなと個人的に思うんですけど、管理者としてどういうふうな所見をお持ちでしょうか。

管理者（瑞慶覧 長敏）

米増雄二議員の再質問にお答え致します。今回初めてのケースになります。これから派遣されてくる職員に関しても来て様々なものを見ながらこれをどうしよう、あれをどうしよう、職場、本部の皆さんと相談もしながらやっていくと思っておりますので、期待を我々はしたいと思っておりますし、市民、町民も期待していると思っております。

それに応えられるような形でしっかり出向職員に関しては取り組んでいただきたいと思っております。

3番（米増 雄二）

管理者も期待をしているというところもあると思うんですけども、私たち議会も期待をしておりますので、やはり先程の広報のことだったりとかということもあると思うんですけども、いま島尻消防組合議会がすべて100%いいというふうには言えないと思っておりますけれども、残り2年ぐらいしっかりと取り組んで島尻消防のために今後派遣の支援がきて良くなっていくということを前提に我々もしっかりとチェック機能を果たして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。私は以上です。有難うございました。

議長（本村 繁）

これで、米増議員の発言を終わります。

次、宮平議員。

2番（宮平 憲二）

グスーヨー、チューウガナビラ。そしてこんにちは。先程、仲間議員のアンケートをちょっと見たんですけども、議会の機能、そして職員の職責について、アンケートの職員の一部から取っていると思うんですけど、これを単純に見た場合、かなり職員は厳しく見ているんだなと思えました。その辺も気を引き締めて、今後の議員活動に役立てていきたいなと思っております。

そしてあと質問に入る前にちょっと訂正をしたいと思います。私の質問は4点ありました。1から4までです。1番、消防通信指令センターについて、3番、原稿では議案第4号についてというのを質問事項を定数条例についてに変更して2点の質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず1点目、消防通信指令センターについて。消防通信指令センターは、36市町村（8市、10町、18村）で構成されています。以下について伺います。

①消防通信指令センターの役割について改めて伺います。②各市町村の負担金の算定方法について伺います。③市町の隣接境界地域への消防車及び救急車の出動について。

質問事項、定数条例について。①今回の消防組合定数条例改正の対象となる職員について。②消防本部正職員数（出張所も含む）と派遣正職員数を教えて下さい。以上、よろしく願います。

次長（比嘉 典夫）

宮平議員の質問にお答えします。消防通信指令センターについて、役割についてということです。沖縄県消防指令センターは、県内36市町村からの119番通報の受付を行い、災害事案（火災や救急等）に対する出動指令や無線通信の管制等の通信指令業務の運用を行うとともに消防の無い非常備消防町村への災害対応要請（消防団・離島診療所）や離島本島間の急患空輸手続きへの一部を担っております。

②各市町の負担金の算定方法についてですが、消防指令センターの負担金の算定方法は「沖縄県消防施設運営協議会経費支弁に関する規程」で取り決められており、必要な費用を積み上げ、それを按分し負担金としております。

署長兼警防課長（城間 功）

③の質問について私の方でお答えします。消防指令センターの方で119番通報の受付により、指令装置の発信地検索と通報内容等から災害地点が確定されますが、災害地点が隣接境界地域付近で不明確な場合、指令センターから隣接境界両管轄消防への出動指令により対応しているところであります。以上です。

総務課長（當銘 直之）

宮平議員の消防組合の定数条例の対象となる職員についてですが、今回、消防組合職員定数条例改正の対象となる職員については、現在、消防指令センターに出向しています職員2名となっております。

職員の本部の職員数、出張所と派遣の職員数ですが、本部職員、日勤職員と言われる職員が17名、署の職員、これは出張所も含まれますが、76名、派遣等は指令センターの方で2名、八重瀬町役場の方に1名、沖縄県消防長会の方に1名、合計97名となっております。以上です。

2番（宮平 憲二）

有難うございます。消防指令センターの役割、確かに大変な仕事だなと思います。市民の安全、安心に非常に役立っている広域、そういう無線通信とか、離島本島間の急患空輸手続きを行っているとか、大変な仕事だと思います。

続きまして、②番、按分をして負担金を算定しているということですがけれども、令和2年負担金1,742万5,000円という額がありますけれども、この負担額というのは36市町村のうち負担額の大きい順位として何番目に位置するのでしょうか。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午前12時06分

再開 午前12時07分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘 直之）

令和3年度の予算でお答えさせていただきたいと思いますが、島尻消防組合、全体的に18付属団体あるんですけど、そのうちの6番目ぐらいの負担金となっております。

2番（宮平 憲二）

ちなみに、1番の市町村名と額、そしてその開きを教えて下さい。

総務課長（當銘 直之）

一番多いところがうるま市の方が3,800万円となっております。島尻が今回2,200万円ですので、約1,600万円ぐらいの差があるかと思います。以上です。

2番（宮平 憲二）

有難うございます。続きまして。

消防長（屋比久 学）

先程、総務課長が答えましたけれども、訂正させていただきたいと思います。うるま市が4,500万円余りで一番多くなっております。島尻消防が2,800万円余りということがあります。以上です。

2番（宮平 憲二）

了解しました。かなりの額の差がある感じがしますが、続きまして、構成市町村への派遣職員の人数ですけれども、この指令センターの職員は29名となっております。その中で36市町村から構成成り立っているわけですが、島尻消防は2名派遣していると、その派遣する根拠というんですか、割り当てというんですか、それはどのように決められているんですか。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午前12時09分

再開 午前12時10分

議長（本村 繁）

再開します。

次長（比嘉 典夫）

ただいまの宮平議員の再質問にお答えします。現在、29名の内訳は36市町村ありますが、消防職員だけでこれは構成していますので、離島とか消防署がないところは派遣しておりません。

消防署があるところから、人口割と基準財政需要額で按分していると思います。

2番（宮平 憲二）

この基準財政需要額とかいうのは、先程の分担金の話だと思うんですよ。私が聞いているのは、それではなく、派遣職員の人数をどのように決めているかということなんですけど。まず、それをお願いします。

総務課長（當銘 直之）

職員の配分なんですけど、常備消防がある消防署から人口割で按分を出して各消防に割り振った人数を派遣してもらっているという形で、今回島尻消防については2名という形で派遣しているという形になっております。

2番（宮平 憲二）

それからいくと、先程の分担金、うるま市が4,500万円、これは人口の割合も関係してそういう額になっていると思います。そうすると、一番多いところは3名も4名も出しているという計算になると思うんですよ。一番派遣を多く出している市と、その人数を人口割で教えて下さい。

総務課長（當銘 直之）

現在、職員の配置派遣人数というのは把握しておりませんので、後程、資料提供させていただきたいと思います。

2番（宮平憲二）

了解しました。よろしくをお願いします。それから隣接市町村境界に救急車と消防車を派遣するということですが、管轄、例えば東部消防、島尻消防、境界、どっちかと言うと、東部消防が近いという場合には、東部消防を派遣するという理解でよろしいですか。

署長兼警防課長（城間 功）

宮平議員からの再質問にお答え致します。管轄は決まっていますよね、島尻管轄であれば、島尻の方で行きます。境界線になった場合、指令センターの方で119番受付します。そこでどちらの管轄なのか、指令センターの方でも管轄がわからないというときに両管轄の消防に出動指令送ります。両方でやっていきます。そういう形で対応しております。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午前12時14分

再開 午前12時15分

議長（本村 繁）

再開します。

2番（宮平憲二）

その境界への消防車、救急車の派遣については、以前から管轄で分けられているので、市民から見ると、非常に生命財産を守る上ではクエスチョンがつくと、なぜ近くから行かない

のか。管轄から来ると15分かかるけど、近くから行くと5分で行くと、こういう場合にできてないと。

ですから、私が思ったのは、消防通信指令センター、そこが職権で本来なら東部消防だけど、近いのは島尻消防だから、職権でそこに派遣するというイメージを持っていたんです。ですから、もし、それができてないというのであればショックです。それをやるには、たぶん協定を結ばないといけないとかという話にお互いになっていくと思うんですよ。

ですから、その通信指令センターの中で協議できないですか。

総務課長（當銘 直之）

指令センターは、あくまでも119通報を受理する場所でありまして、管轄をいまおっしゃっているように近いから、その消防を派遣するというところではなくて、基本あくまでも島尻消防の管轄、東部消防の管轄というのを確認して出動させております。

もし、島尻消防が救急隊全部出払っていると、そこで島尻消防の管内で起きた場合は、沖縄県相互協定書を結んでおりますので、その際は東部消防であったり、糸満、豊見城の方から要請かけられるような協定書を結んでおりますので、そのような感じで対応しております。以上です。

2番（宮平 憲二）

実際、島尻消防が糸満、南風原、与那原、豊見城、その辺で協定を結んでいる市町村はありますか。島尻消防が既に協定を結んで、その境界はお互いで出動するという協定を結んでいる実績はありますか。

署長兼警防課長（城間 功）

ただいまの質問にお答えします。沖縄県に相互の応援協定というのがございまして、それに基づいて応援なり行っているところでもあります。以上です。

2番（宮平 憲二）

有難うございます。そういうことであれば、市民としても一応は安全だということは理解しました。私の質問はこれで終わります。

議長（本村 繁）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回島尻消防組合2月定例会を閉会致します。